

滋賀医科大学動物生命科学研究センター利用内規

平成16年4月1日制定

平成17年4月1日改正

(趣旨)

第1条 滋賀医科大学動物生命科学研究センター(以下「センター」という。)の利用は、この内規の定めるところによる。

(利用の目的)

第2条 センターは医学研究及び教育のために利用することができる。

(利用者会議)

第3条 センターの円滑な利用を図るため、利用者会議(以下「会議」という。)を置く。

2 会議は、次の各号に掲げる委員で組織する。

(1) センターを利用する講座及び実験実習支援センターの教員 各1名

(2) センターを利用する中央診療施設等の教員 各1名

3 複数の教授を置く講座(以下「大講座」という。)で、センターを利用する大講座における委員の数は、前項の規定にかかわらず、若干名とする。

4 第2項及び第3項の委員は、センター長が委嘱し、その任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

5 会議に議長及び副議長を置き、議長は、委員の互選により定め、副議長は、委員のうちから議長が指名する。

(委員以外の者の出席)

第4条 議長が必要と認めるときは、委員以外の者の会議への出席を求めて説明又は意見を聞くことができる。

(利用者の範囲)

第5条 センターを利用することができる者は、次に掲げるとおりとする。

(1) 本学職員

(2) 本学学生及び大学院生

(3) 本学研究生

(4) 前各号のほか、特に学長が適当と認めた者

(利用手続)

第6条 センターを利用しようとする者は、利用開始の前に別に定めるセンター登録申請書に必要事項を記入の上、当該所属長の認印を受けてセンター長に提出し、承認を得なければならない。

(注意事項)

第7条 センターの利用者は、次の各号に掲げる事項を厳守しなければならない。

(1) センターの秩序維持及び清潔保持に努めること。

- (2) 動物の飼育管理を適切に行うこと。
 - (3) 動物が死亡したときは、速やかに適切な処置をとること。
 - (4) センター内では、ラジオアイソトープ投与動物を飼育してはならない。
 - (5) 感染実験動物は、センター内の定められた区画以外では飼育してはならない。
- 2 前項各号の規定に違反した場合センター長は、当該利用者のその後の使用を禁止することができる。

(雑則)

第8条 この内規に定めるもののほか、センターの利用に関し必要な事項は、動物生命科学センター運営委員会が別に定める。

附 則

この内規は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成17年4月1日から施行する。